

<情報セキュリティ基本方針>

2013年7月1日

(1) はじめに

テラボウ株式会社（以下「当社」という。）は、事業活動を展開する上で情報セキュリティ（※1）の重要性を認識し、会社が保有する情報資産を様々な脅威から保護することを目的として「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ事故の防止と、継続的な情報セキュリティ対策に取り組むこととする。当社の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を認知し、この基本方針を遵守しなければならない。

(※1) 情報セキュリティ：情報資産の機密性、完全性、可用性を保護し維持すること。

- 情報資産：企業の事業活動上、生じる全ての情報。
- 機密性：許可された者だけが情報にアクセスできること。
- 完全性：情報資産や情報システムが改ざんされていないこと。
- 可用性：許可された者は必要ときに情報資産を利用出来ること。

(2) 情報セキュリティポリシーの策定

情報セキュリティのために「情報セキュリティポリシー」を定める。
情報セキュリティポリシーは以下のように策定し管理される文書とする。

- ・ 情報セキュリティ宣言
- ・ 情報セキュリティ基本方針
- ・ 情報セキュリティ対策標準
- ・ 情報セキュリティ実施手順

これらの文書は社内関連規程を含め互いに整合性をもって策定、改訂されなければならない。

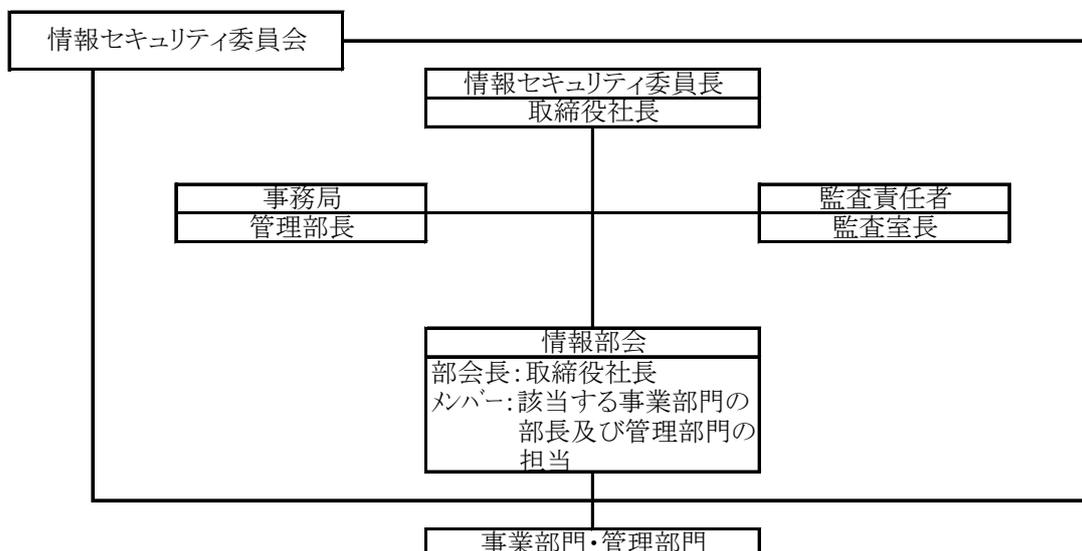
(3) 情報セキュリティポリシーの適用範囲

情報セキュリティポリシーは当社の情報資産にかかわるすべての人的、物理的、環境的資源（※2）に適用する。

(※2) 環境的資源：拠点間を接続するネットワークなど

(4) 情報セキュリティポリシーの運用体制

情報セキュリティの運用体制として情報セキュリティ委員会を設置する。
情報セキュリティ委員会は社長直属の組織とする。



(5) 役割と責務

5-1 取締役会

- ・ 情報セキュリティポリシーを支持支援し、率先して推進する。
- ・ 委員会の報告を受けて、改善対策の支援と経営資源の割当を行う。

5-2 情報セキュリティ委員長

- ・ 情報セキュリティ委員会を統括し、必要な会議等を招集する。
- ・ 情報セキュリティ違反の報告を受けて、懲戒委員会に諮問する。
- ・ 情報セキュリティ事故の報告を受けて、必要な対処を指示する。
- ・ セキュリティ監査の報告を受けて、必要な対策をとる。

5-3 情報部会

- ・ 情報セキュリティポリシーを策定する。
- ・ 情報セキュリティポリシーを配布し公開する。
- ・ 情報セキュリティポリシーを継続的に維持する。
- ・ 情報セキュリティ事故、違反を速やかに情報セキュリティ委員長に報告し対策を講じる。
- ・ 情報セキュリティ教育を実施する。

5-4 事務局

- ・ 情報セキュリティ委員長を補佐し、情報部会の活動を支援する

5-5 監査責任者

- ・ セキュリティ監査を実施し、遵守状況を把握する。
- ・ 情報セキュリティ委員長への監査報告をする。

5-6 事業部門・管理部門

- ・ 情報セキュリティポリシー遵守を推進する。
- ・ 情報セキュリティ事故・違反を監視し、情報部会に報告する。

5-7 従業員および外部委託者

- ・ 情報セキュリティポリシーに同意し遵守する。
- ・ 違反した場合は、その結果について責任を負う。

(6) 罰則

情報セキュリティポリシーに対して重大な違反行為があった場合は、情報部会は情報セキュリティ委員長に報告し、情報セキュリティ委員長は懲戒委員会に諮問する。